

## 碧南市サッカー協会会長杯 社会人サッカーリーグ 運営規定

- 第1条 チームへの登録人数は、制限しないものとする。
- 第2条 登録選手の追加登録および抹消を希望するチームは、当該試合の2週間前までに所定の登録用紙へ記入後、総務まで提出すること。ただし、年度内の移籍は禁止とする。
- 第3条 順位決定は、以下の通りとする。
1. 勝利点  
○□◇勝ち=3点、△分け=1点、●負け=0点、■不戦敗=-3点（得点：0-3）、◆棄権=-10点（得点：0-3）
  2. 得失点  
1) 得点-失点 2) 得点多 3) 直接対戦結果
  3. 抽選
- 第4条 代表者会議などで試合日程が決定された後、試合当日までに何らかの理由で試合を行うことができないと申告したチームを不戦敗とする。また、試合開始時に選手が7人未満のチームや、試合中フィールド内に7人未満しか選手が残らないチームも同様とする。
- 第5条 表彰は、各部リーグとも1~3位までに賞状および賞品を授与する。その他、運営委員会によりフェアプレイ賞を決定し、賞状および賞品を授与する。
- 第6条 試合は、本運営規定および碧南市サッカー協会1種委員会運営細則でとくに定めるものを除き、日本サッカー協会が定める競技規則によって行うものとする。年度途中で変更された競技規則を試合で適用する場合には、担当審判員が、担当当番チームと試合を行う両チームに確認をとること。
- 第7条 試合球は5号縫い公認球とし、各チーム持ち寄りとする。
- 第8条 選手交代は、登録選手内で自由に交代できるものとする。交代人数は特に制限しない。
- 第9条 競技者の用具は、競技規則に準じたものとする。審判員と見間違え易い色のジャージー・ショーツは、できる限り使用しない。万一使用する場合には、対戦相手とも区別のつき易い審判服上下を主審および副審用に三着準備し、各審判員はこれを着用し試合に臨む。準備していない場合は、当該試合を不戦敗とする。今後は、黒色および濃紺色などのジャージー・ショーツは購入しないこと。
- 第10条 試合時間は、次の通りとする。
- デイゲーム： 30分-5分-30分  
    ナイトゲーム： 20分-5分-20分
- 第11条 各チームは、本リーグへの選手登録と同時に、審判員を4名以上登録すること。主審は、必ず上下とも審判服でライセンスを着用し、試合に臨むこと。副審も同様にすることが望ましいが、少なくとも上着は、審判服を着用すること。
- 第12条 主審は、試合結果を当番チームへ正確に報告し、特に重要事項は必ず報告すること。当番チームは、審判員からの重要事項の報告を受けた場合、以下の方法でそれぞれ協会まで報告すること。
- ・ 事故または重要報告事項が発生した場合には、至急書面にて、総務まで詳細を報告すること
  - ・ 緊急の場合は、総務・近藤まで連絡すること

第13条 当番チームは、担当リーグ試合開催を補佐し、会場の全責任を負うものとする。また、担当試合の主審に確認した試合結果を、必ず所定の「試合結果報告書」にもれなく記入後（コメントも必ず書き添える）、翌日までに総務まで提出すること。提出済みの試合結果報告書を年度内は代表者会議へ持参し、求めがあれば、ただちに再提出すること。

【提出先】 碧南市サッカー協会 1種委員会 総務・近藤まで

第14条 当番チームは、以下の事項に十分留意し、担当試合全体の管理および指導を行うこと。

- ・ 開催グラウンドの準備ができるようにする
- ・ 試合開始時間の管理を行い、円滑な運営に努める
- ・ 当番チームは、全ての作業が完了していることを確認し帰宅する
  - ✓ グラウンド整備
  - ✓ 駐車場、門、施設周辺側溝付近の吸殻確認
  - ✓ 器具の返却および整頓
  - ✓ 空の石灰袋を持ち帰る
  - ✓ ゴミの放置が無いこと
  - ✓ 倉庫の施錠
  - ✓ 関係者が敷地内に残っていないこと            など

第15条 試合開催の可否、試合開催後の中止の判断は、当番チームが以下の事項に基づき判断する。参加チームによる問い合わせは、当番チームに確認すること。

- ・ 悪天候の影響により、著しくグラウンドコンディションが悪い
- ・ 市内各中学校ナイトゲームについては、碧南市の施設照明点灯可否の判断による。
  - ✓ 試合当日 17:00 以降に碧南市スポーツ課(0566-48-5311)へ問い合わせ、点灯されるか確認する
  - ✓ スポーツ課への確認は、当番チームのみが連絡すること
- ・ 開催直前より天候が悪化し、回復の見込みがない
- ・ 気象庁より、選手の安全が確保できないと予想される気象警報が発令される
- ・ その他、当番チームが危険だと判断した場合
- ・ 中止された試合の取り扱いは、後日、運営委員会により裁定される

第16条 会場運営については、以下の通りとする。

- ・ 会場準備は、当日第一試合の両チームが行う
- ・ 次の事項は、最終試合の両チームが行う
  - ✓ グラウンド整備（ピッチはもちろん、ピッチ周辺やアップで使用した場所は、ピッチと同様に丁寧に整備すること）
  - ✓ ゴミの片付け（グラウンドはもちろん、ベンチとして使用した場所、喫煙場所、駐車場など施設内や周辺にゴミが残っていることの無いよう、持ち帰ること）
- ・ 各チーム代表者は、ゴミを持ち帰るための箱や袋を持参し、次の事項をメンバーおよび関係者に徹底させる
  - ✓ チームが出したゴミはもちろん周りに落ちているゴミも持ち帰る
  - ✓ 喫煙場所、駐車場にゴミを放置しない
  - ✓ 応援者にもゴミの持ち帰りを徹底させる

第17条 本リーグ運営規定に違反した場合は、当該試合を没収試合とする。没収試合は、原則としてそのチームを除籍とし、その年度の対戦成績を白紙とする。

第18条 主審の意に反して試合を放棄、または著しく従わない場合は没収試合とする。

第19条 警告および退場者の事後処分は、次の通りとする。

- ・ 警告処分を受けたものは、「次の一試合」、出場停止とする
- ・ 退場処分を受けたものは、「次の二試合」、出場停止とする
- ・ 退場者の処分は上記の他に、碧南市サッカー協会1種委員会 審判委員会により裁定し、追加処分を行うことができる
- ・ 碧南市サッカー協会主催および主管ゲームでの出場停止処分は、年間累積とする

第20条 棄権チーム（試合棄権、審判棄権、当番チーム棄権）の処分と、その他の罰則は次の通りとする。

- ・ 処分の決定は、運営委員会により裁定する
- ・ 罰金制とし、当該チームは委員会の裁定後、最高 10,000円を碧南市サッカー協会に速やかに納めなければならない

第21条 不戦敗または棄権負けとなるチームは、原則として以下の役割を果たさなければならない。

- ・ 当該試合当日に担当予定の当番チームおよび審判
- ・ 当該試合の対戦相手チームが、担当予定だった当番チームおよび審判の代行（対戦相手が複数試合を行う場合は、総務により対象試合を判断する）
- ・ 当該試合の対戦チームが前試合審判を割り当てられていて、当該試合が不戦敗となる恐れが明らかである場合には、前試合審判の代行を行う
- ・ これらを行わなかった場合は懲罰の対象とする

第22条 協会主催および主管の試合会場となるすべての公共施設内は禁煙とする。施設外で喫煙する際は携帯灰皿などを持参し、側溝や植え込みに吸殻を捨てないこと。

第23条 開催グラウンド毎の役割分担と遵守事項は以下の通りとする。

【二号地多目的グラウンド】

- ・ 解錠担当チームの役割
    - ✓ 試合前日までに臨海体育館受付で所定の手続きを済ませ鍵を受け取る（※臨海体育館の窓口業務開始が AM8：30～のため）
    - ✓ 第1試合開始1時間前までに鍵の解錠
    - ✓ AM 当番チームへの鍵引継ぎ
  - ・ AM 当番チームの役割
    - ✓ グラウンド準備完了確認（コーナーフラッグ設置など）
    - ✓ 倉庫内石灰の残数が3袋未満の場合には補充する
    - ✓ PM 当番チームへの鍵引継ぎ
  - ・ PM 当番チームの役割
    - ✓ 倉庫鍵の施錠
    - ✓ 石灰、トイレトペーパーの残数報告
    - ✓ 担当当日中に臨海体育館受付へ手続きを済ませ鍵を返却
- ※ AM または PM のみ開催の場合は、上記当番チームの全役割を、開催日当日の当番チームが担当すること
- ・ 最終試合チームの役割
    - ✓ 両ゴールを所定の位置へ移動
    - ✓ 他競技団体の備品は使用しない（軟式野球連盟の灰皿など）

### 【中央中学校】

- ✓ 臨海体育館受付で所定の手続きを済ませ鍵を受け取り、第1試合開始1時間前までに協会倉庫鍵を解錠する
- ✓ 解錠時倉庫内石灰の残数が3袋未満の場合には補充する
- ✓ ラインカー内に石灰が残らないよう空にする
- ✓ 石灰の残数報告
- ✓ 倉庫鍵の施錠
- ✓ 駐車場、門、施設周辺側溝付近の吸殻確認
- ✓ 開催翌週の日曜日までに、臨海体育館受付で手続きを済ませ、倉庫鍵を返却する
- ✓ 校門の扉を閉める

### 【市内その他各中学校】

- ✓ 各学校所定器具庫内を確認し、石灰がない場合には第1試合開始1時間前までに補充する
- ✓ 駐車場、門、施設周辺側溝付近の吸殻確認
- ✓ 校門の扉を閉める

第24条 代表者会議へは、必ず各チーム1名以上出席すること。無断欠席チームは懲罰の対象とする。また、以下の開催月会議に欠席したチームの試合日程と対戦成績は次の通りとする。

- ・ 5月～1月日程決定会議
  - ✓ 当該チームの試合日程を運営委員が代理で組み入れる
- ・ 2月日程決定会議
  - ✓ 未消化試合の1チームが欠席の場合には、当該チームを不戦敗とする
  - ✓ 未消化試合の両チームが欠席の場合には、当該両チームを不戦敗とする

第25条 やむを得ない理由で代表者会議を欠席したチームは、必ずチームの責任で会議以降の試合日程を確認し、試合を行うこと。

第26条 競技中における障害等の責任については、碧南市サッカー協会は一切負わない。登録選手については予め、「スポーツ安全保険」などへの加入を強く推奨する。

第27条 その他、リーグ運営上の細則は、その都度運営委員会において決定する。

下線箇所は、昨年度からの追加および変更点となります。